

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

#### 鳥取市条例第14号

##### 鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

長和瀬線	青谷町長 和瀬	青谷町絹見、青谷町吉川、青谷町青谷、青谷駅	青谷小学 校
------	------------	-----------------------	-----------

第2条第2項中「自家用有償バス」の次に「（長和瀬線を除く。）」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 自家用有償バス（長和瀬線に限る。）は、児童の公共交通機関の確保を理由とする小学校の要請に応じて運行する。

別表第1備考を次のように改める。

備考

1 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人

2 青谷町長和瀬に在住する小学生が通学のために長和瀬線を使用する場合は、無料とする。

別表第2期間乗車券の部中学生以上の項中「中学生以上」を「一般」に改め、同項の次に次のように加える。

中学生	400円に有効期間内の授業日数を乗じた額
-----	----------------------

別表第2期間乗車券の部小学生の項中「運行日数」を「授業日数」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。